

2013.09.28 15:00~16:30 @ 吹田市勤労者会館3階和室

アタック27足立のぶかつ にかいめのしせいほうこくかい

しせいほうこくは市政報告であり至誠報告です。はじめてのしせいほうこくは、2年間の活動やこれからのことをお話しました。今回のテーマは9月定例会についてです。

ポスティングするビルや駅前演説でお伝えしておりますがより詳しくお伝えして、もっと市民の皆さんに吹田の政治にご関心を持っていただきたいと思います。
どなたでもご遠慮はいりません。
無料ですので私服でお気軽におこしください。



34億円の税金の使い方

財政非常事態を宣言した市長。しかし着々と大規模工事が行われていく。法的根拠がなく効果に疑問が残る工事、正しい税金の使い方とは。



あだちのぶかつ

足立将一

吹田市議会議員 吹田新選会 1期目

南吹田に見つかった土壤汚染。法に基づき調査し、汚染業者を究明。汚染者負担が原則の中での、市長の判断、そして市議会の判断は。

市議会議員の仕事は、市長が決める税金の使い方、税金を使った事業について、正しいかどうか判断すること。私には35万市民の吹田市に対する信頼を守るという責務があります。

34億円の税金の使い方

平成元年に南吹田地域で見つかった土壤汚染、平成9年に汚染が広範囲に広がっている可能性が明らかになりました。市は周辺住民の協力を得て調査を行い、汚染範囲の把握および汚染原因者の究明を行いました。本来土壤汚染・地下水汚染については汚染原因者負担の原則が定められています。しかし、市は今回この汚染を税金で浄化するとして34億円もの予算を議会に提案し

ました。本来は汚染原因者が負担すべきもので当然市が税金を支出する法的根拠はなく、34億円支出の根拠は市長の政策判断です。しかし今回の政策判断の根拠には大きな問題があるのです。財政非常事態宣言下での大型公共工事。市長の判断、それに対する議会の判断、それがみなさんの考え方と合うか否か。今回非常に大きな予算の問題ですので是非考えてみてください。

詳しくは裏面

市議会議員の仕事

政策提案や調査・研究、街頭活動やポスティングでの市政報告、市政相談や市民活動のお手伝いなど様々ありますが、最も重要な仕事は、議決（予算や条例等の賛否を決める多数決）における判断です。

立法機関と定められた国会とは異なり、地方議会は憲法93条で議事機関と定められています。市長が決めた予算、政策、事業について提案を受け、様々な議論をする中

で多数決で実行するか否かを決めます。選挙で選ばれた市長は市政において非常に大きな権限を持っており、市長が政策判断を誤った場合、制止できるのはリコールの例外を除き市議会の議決だけです。これが二元代表制と呼ばれるものです。だからこそ議員は様々な勉強をし、見聞を広め、ひとつひとつの議案に対し重い責任を持ち、真摯な判断を行う必要があります。

※地方自治法81条~83条 有権者の3分の1の署名を以て解職請求し、住民投票で過半数の賛成があれば成立

市の政策判断の理由は以下の4点。

- ①泉浄水所への汚染の回避
- ②南吹田まちづくりへの影響回避
- ③土地所有者への負担の回避
- ④地域住民の不安の解消

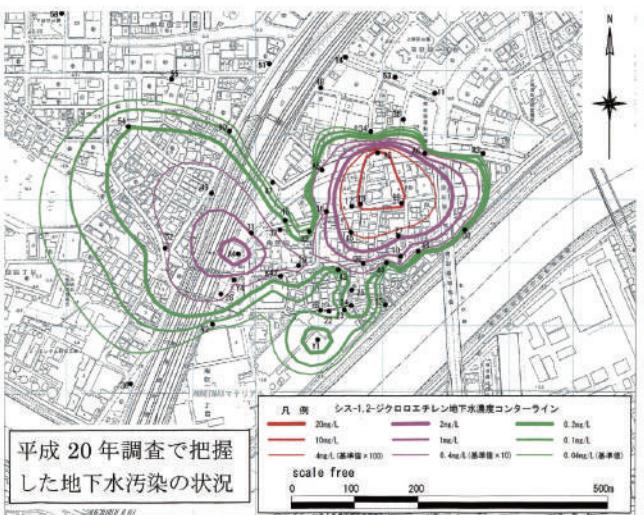
政策判断のおかしな点について挙げますので是非一緒に考えみてください。

①泉浄水所取水地汚染のリスクは低い

今回の汚染は地下約10mです。浄水所を管理する水道部によれば、取水地は水を通さない不透水層（地層）7～13層を経た深度150mから200mの深井戸であることから汚染が水源に到達するリスクは低いとのことです。事業を進める環境部も『可能性も考えられる』程度の認識です。また仮に届いたとしても既存の高度浄水処理工程により水質基準以下に除去できるそうです。

②南吹田まちづくりへの影響は不明

現在吹田市としては新たにできる南吹田駅周辺の開発については、全く把握しておりません。どのような工事が行われればどのようなリスクがあるか何も分からぬ状態で34億円支出の政策判断の根拠としているのでしょうか。



③本来の土地所有者の負担の回避

153,000m²の汚染のうち今回の浄化対策は基準値の100倍を超える25,000m²わずか16%です。その他の地域の汚染については汚染原因者と土地所有者の当事者間の問題であり、行政が判断できる部分ではないというのが環境部の判断です。汚染調査に協力していただいたにもかかわらず。今回の汚染に関して市と業者との言い分に食い違いがあり、汚染原因者は法的には確定されておりません。市として汚染範囲とその原因者を確定させることにより、仮に今回所有する土地が汚染の被害に遭い、なんらかの損害が発生した場合、賠償を請求する際に、そのバックアップをしっかりとすることこそが市民の財産を守る自治体の役割であるはずなのです。

④地域住民の不安の解消のためには

今回の汚染は地下10mと深く、汚染された地下水を飲まない限り健康には影響がございません。これは市の見解でもあります。土地の下落や汚染処理に関する負担が出た場合には、どうしても当事者間の訴訟になってしまいますが、市が汚染範囲と汚染原因者をしっかりと特定した場合には裁判は有効に進めることができると考えます。しかし今回市はそれを行うつもりはないとのことなので、私は非常に疑問を感じております。③とも関連しますが、浄化範囲外の方々に対して市は、「今回の浄化の影響が浄化対象外にも及んで汚染範囲が縮小することを期待する。」という程度にとどまります。これで本当に住民の不安を解消できるのでしょうか。

誰のための34億円なのか

今回の工事、一番懸念されていた浄水場取水地へのリスクは非常に低いことが分かり、まちづくりに対する影響も不明。健康への悪影響も汚染地下水を飲まない限りない。唯一不安が残る土地に損害が発生した場合の住民に対する援助はしない方針。

工事をする理由が曖昧で、住民が説明会でも述べておられた不安には対応しない。汚染者負担の原則に則らず法的根拠もない今回の工事、いったい誰のため、なんのためにでしょうか。財政非常事態で様々な事業をカットする中、吹南地区では公民館建て替えや学校の耐震化、クーラー設置など必要な事業がたくさんあります。なぜこの大型公共事業なのか。この34億円の事業、必要か否か、皆さんも考えてください。

皆さんの声をお聞かせ下さい

Mail:nobukatsu.adachi@gmail.com
FAX:06-6339-6869

今回ご報告した内容以外にも、吹田の政治には重要な案件が多くございます。また皆様も市政において気になることが多々あると存じます。今年度から福祉環境委員会に所属し、子育て・福祉・年金・環境問題等を中心に活動しておりますが、その他のことでもかまいません。市政に関するご意見、議会のこと、政治のこと、若者のこと、地域のこと。お気軽にお声掛けください。まずはご連絡いただきまきましたら幸いです。

こんなこともしています

百条委員会や議会改革特別委員会等、議会の仕事もたくさんしていますが、それ以外にも全国の若手議員との研修やニート・ひきこもりが農業を通じて自分の夢を見出す事業のお手伝い、大学を受け入れ指導、竹林伐採のお手伝いなど様々な活動をしています。



自己紹介



1985年11月5日生
三人兄弟の次男・独身
大阪桐蔭中・高
神戸大学法学部
(株)ウッドハウス

吹田新選会所属
福祉環境委員会副委員長
議会改革特別委員会委員長
都市環境防災対策特別委員会副委員長
百条調査委員会委員
林英臣政経塾六期生
龍馬プロジェクト関西ブロック長
趣味：ラクロス・ピクニック・茶道
尊敬する人物：伊藤博文・福沢諭吉